

平成28年度『市町村男女共同参画情報ネット事業』実施要項

1. 目的 青森県内各市町村の男女共同参画担当課が、必要とする情報の収集や情報の発信を、スムーズにタイムリーに行える仕組みを作る。そのために、青森県男女共同参画センター（以下、「当センター」）と各市町村、および各市町村間における情報交換を活性化し、相互協力の可能性を拡大する。
2. 背景 青森県内各市町村の男女共同参画課では、数年内での異動が通例であるなか、ひとりあるいは少数の担当者が他の業務と兼務で男女共同参画施策に取り組んでいることが多い。そのため、孤立感を覚えつつ、また、とまどいを感じつつ業務にあたっていることも少なくない。このような状況を打開し、担当者が円滑に業務を遂行するためには、有用な情報取得・発信のツール、関係各所との情報交換、連携が必要である。
3. 対象 青森県内の市町村 男女共同参画行政担当者
4. 期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日
5. 内容 県内各市町村男女共同参画担当者の、下記の内容に関する情報収集・発信および情報交換について、当センターが、直接対応をはじめとして、「場の提供」の機能を担う。
 - ・男女共同参画関連の施策全般に関するリファレンス
 - ・各市町村の実施事業に関すること
 - ・その他
6. 実施方法
 - (1) 当センターからの情報発信
毎月、メールマガジン等を活用して、新しく有用な情報を提供する。
 - (2) 市町村からの「情報提供」依頼への対応
 - ①情報提供を希望する市町村担当者は、当センターへ情報提供依頼を行う。
(電話、メール等。メールの送信先は、当センターウェブサイトの「ご意見・ご感想コーナー」、あるいは担当者メールアドレス)
 - ②市町村担当者の依頼を受けた当センターは、メール等にて回答する。
情報そのものの提供はもとより、当センターのリファレンス機能を発揮し、市町村担当者の情報収集スキルがアップするような支援を行う。
一連の過程や、得られた情報が他市町村にも共通して有効であると考えられる場合は、当該市町村の了解を得たうえで、結果を他市町村にもメールで一斉送信するなど、情報の共有化に努める。
 - ③情報提供依頼に対して、他市町村からの情報提供が必要、あるいは有効で

あると考えられる場合は、個別依頼やメール一斉送信による依頼等によって情報収集に努める。その結果得られた情報は、当センターで取りまとめ
たうえで、関係者で共有する。

(3) 市町村からの「情報発信」依頼への対応

- ①開催事業案内など、情報発信を希望する市町村は、当センターへ情報発信
依頼を行う。(電話、メール等。メールの送信先は、当センターウェブサイ
トの「ご意見・ご感想コーナー」、あるいは担当者メールアドレス)
- ②市町村担当者の依頼を受けた当センターは、情報に関して、必要な事項を
直接市町村担当者に確認する。そのうえで、当該情報の他市町村へのメー
ル一斉送信やウェブサイト掲載等の対応をする。